



社会福祉法人 聖隷福祉事業団
 総合病院 聖隷三方原病院
 聖隷おおぞら療育センター

〒433-8558
 静岡県浜松市北区三方原町3453
 TEL 053-437-1467

発行責任者 荻野和功
 編集者 横地健治

2019年3月1日

施設職員

横地健治

今回は施設職員の働きについて考えてみます。その前に、その呼称について述べます。もともと重症心身障害児施設は児童福祉法下で設立され、そこで働く者は「児童指導員」とされてきました。しかし、成人も入所しているの

で、「児童」を外し、一般には「指導員」と呼ばれていました。なお、「保母」(後に「保育士」)資格者も「指導員」に含めていました。もちろん、日々の生活の介護行為も行っていたのですが、職名には表されませんでした。その頃は、名は体を表すように、職員は入所者を指導する存在でした。社会ルールに反した子どもに

対し、おとなが叱責しそれを正すように、指導員は入所者に対していました。親の子どもを慈しみ育てるといった立場ではなく、誤った道に進む者を正しい道に導く指導者の立場でした。体罰も生まれやすい土壌があったと言えます。こうした風潮を行政も危惧していたためかもしませんが、福祉施設職員の位置づけは「障害者自立支援法」(平成18年、後に「障害者総合支

援法)で一変しました。職員は「生活支援員」の名称に統一されました。支援は、一方的に押しつけるものではなく、求めに応じて行うものです。また、障害者は必要な支援を遅滞なく受ける権利を有するとされています。字義どおりならば、障害者が自分でできない生活行為を手助けするのが生活支援員ということになります。そうすると、直接的な生活行為以外は誰がどう行うかはまったく位置づけられていないことになり、例えば、親の子どもを慈しみ育てるといった職員はいるということになります。また、その人の機能開発を行う職員もいません。もともと実際的には、日々の過ごし方を立案する職員もいません。これらは、指導員の立場なら可能になります。そうすると、施設職員はひとりが「生活支援員」と「指導員」を兼ねた存在であるべきと私は考えます。これに適した名称があるべきですが、今はないので「施設職員」と呼ぶしかないと思います。実は、「施設職員」の名称も問題です。現在の法制下では、聖隷おおぞら療育センターは、児童福祉法下の医療型障害児入所施設(第一種社会福祉事業、18歳未満の入所)と障害者総合支援法下の療養介護事業所(第二種社会福祉事業、18歳以上の入所)の合体したものです。前者は「施設」と法的に呼称されていますが、後者はそうではありません。平成18年以後、「重症心身障害児施設」の法定用語は消滅しましたが、私たちは両者の合体を「重症心身障害児者施設」と呼んで、「重症心身障害」の名称を使い続けています。そして、その職員も前者と後者を区別していません。入所者の良い生活に対する考え方は同じだからです。ただし、機能向上の働きかけは小児で重視しますが、施設職員の働きとして、とうてい果たせそうもないが、かと言って無視できないものがあるという点があります。「親代わり」です。高度医療的ケア(人工呼吸など)のため家庭養育ができず、病院から直接施設入所した子たちに起こる問題です。入所するまでに経験する人間関係は、病院の看護師との関係が中心です。病院の看護師は保護的な存在とは限りません。侵襲的な医療行為の実行者でもあります。入所後は、施設職員との関係が中心となります。医療的ケアがあるので、施設の看護師との関係がより多くなります。入所後の医療行為は定期的に行われる医療的ケアが中心となるので、恐怖体験は稀にしか起こらないはずですが、当施設の体制では、恒常的な人間関係を複数(10〜15人)の職員と結ぶこととなります。そうすると、この子たちは家族との濃厚な人間関係を経験していないことが問題となります。このうち、母子関係の少ないことが、特に重視されます。それでは、この母親の役割(「母性」とは何でしょうか。私は次の二点だと考えます。ひとつは、母親がその子の安全基地になることです。母のふところに入れば、外敵から身を護れるということとです。かよい生き物として、最も重要なことです。母がその子を護るのは、その子が自分の遺伝子の半分を引き継ぎ、自分のお腹を痛めて生んだことによる本能的な慈しみからでしょう。もうひとつは、その子には、同種(ヒト)の他者の心を知り、その他者との心を通わせたい本能的欲求があり、母親がその最初の最適な対象たりうるといふことです。その理由は、ひとつめの